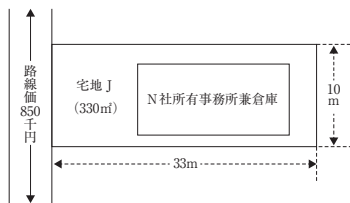


〔第二問〕 3

- (2) 家屋 I の共有持分 2 分の 1 は、配偶者乙へ遺贈する。
 家屋 I（固定資産税評価額 48,000,000 円）は、前記(1)の宅地 H の上に存する建物である。
 なお、被相続人甲は、相続開始直前において配偶者乙と同居し、家屋 I を自己の居住の用に供していた。
 また、配偶者乙は、平成 29 年 3 月 18 日に被相続人甲から家屋 I について 2 分の 1 の持分の贈与を受け、平成 29 年分の贈与税の申告において、相続税法第 21 条の 6 に規定する贈与税の配偶者控除の適用を受けている。被相続人甲と配偶者乙との間で家賃等の授受は、行われていない。

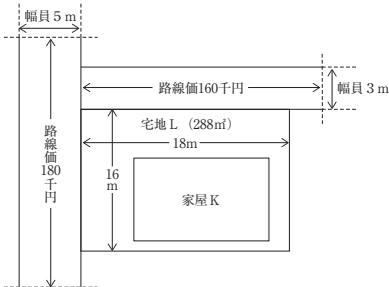
〔第二問〕 3

- (3) 宅地 J は、子 A へ遺贈する。
 宅地 J（330 ㎡）は、路線価地域（繁華街地区）にあり、借地権の設定に際し権利金の授受の取引慣行がある地域に所在し、その地形等は次のとおりである。
 この宅地は、後記(7)の N 社所有の事務所兼倉庫の敷地として、賃貸借契約により被相続人甲から N 社に対して相当の対価により継続的に貸し付けられていた。借地権の設定に際し、権利金の授受はなく、被相続人甲と N 社の連名で「土地の無償返還に関する届出書」を納税地の所轄税務署長に提出している。
 なお、N 社は相続開始直前においてこの宅地を事業の用に供しており、子 A は、N 社に対する賃貸借を継続し、相続開始時から相続税の申告期限まで引き続きこの宅地を所有し、また、N 社も同期限まで引き続きこの宅地を事業の用に供している。



〔第二問〕 3

- (5) 宅地 L は、子 A へ遺贈する。
 宅地 L（288 ㎡）は、路線価地域（普通住宅地区）に所在し、その地形等は次のとおりである。
 幅員 3 m の道路に接する部分は、将来再建築の際に、現在の道路の境界線から 0.5 m 後退（セツバック）して道路敷きとして提供しなければならないことが判明している。
 子 A は、相続開始時から申告期限までの間に前記(4)の被相続人甲の貸付事業を引き継ぎ、相続税の申告期限まで引き続きこの宅地を所有し、かつ、貸付事業の用に供している。

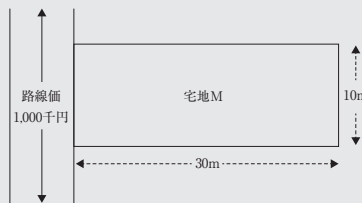


●実力完成答練 第 2 回 3

- (1) 配偶者乙が取得した財産
 ① 宅地 G 264 ㎡
 この宅地は、路線価方式適用地域（普通商業・併用住宅地区）に所在し、その地形等は次のとおりである。
 この宅地の上には、平成 29 年 2 月 7 日に配偶者乙が被相続人甲から贈与により取得した家屋（320 ㎡、贈与時の価額 32,000,000 円、相続開始時の価額 25,000,000 円）があり、被相続人甲の居住の用に供されていた。
 被相続人甲と配偶者乙の間で家賃及び地代の授受はなく、配偶者乙は相続税の申告期限においても当該家屋に居住している。
 配偶者乙は当該家屋の贈与について適法に贈与税の申告を行い、配偶者控除の規定の適用を受けている。

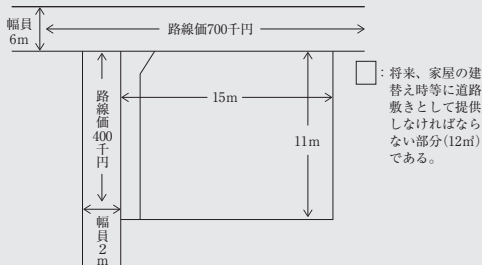
●直前予想答練 第 1 回 3

- (6) 宅地 M（300 ㎡）は、第 B へ遺贈する。
 この宅地は、路線価地域（繁華街地区）に所在し、その地形等は次のとおりである。なお、この宅地は、被相続人甲が平成 21 年から賃貸借契約により後記(7)の N 社に対して許し付けていたものであり、甲と N 社との連名で「土地の無償返還に関する届出書」を納税地の所轄税務署長に提出している。
 また、第 B は、相続税の申告期限においてもこの宅地を所有し、かつ、N 社は、同期限においてもこの宅地を事業の用に供している。



●実力完成答練 第 6 回 4

- (7) 「宅地 K（165 ㎡）は子 A へ遺贈する。」
 この宅地は、相続開始日現在、被相続人甲所有の貸家(1)敷地として利用されている。なお、この宅地は路線価地域（普通商業・併用住宅地区）に所在し、その地形等は次のとおりである。



- (8) 「家屋 L は子 A へ遺贈する。」
 上記(7)の宅地 K の上に建てられている家屋で、固定資産税評価額は 9,000,000 円である。この家屋は、被相続人甲が平成 25 年に取得したもので、取得時から第三者に対して賃貸借契約により貸し付けており、その第三者の居宅として使用されていた。なお、子 A は相続税の申告期限まで引き続き家屋 L を所有し、第三者に貸し付けている。

ズバリ的中!

〔第二問〕 3

(6) 宅地Mは、養子Eへ遺贈する。

宅地M(420㎡)は、課税時期において造成中であり、倍率地域に所在する宅地である。その評価に必要な資料は、次のとおりである。

- イ 造成工事着手直前の地目及びその分類
地目：農地 分類：中間農地
- ロ 造成工事着手直前の固定資産税評価額及び倍率
630,000円 12倍
- ハ 課税時期におけるイの地目による固定資産税評価額及び倍率
660,000円 12倍
- ニ 課税時期までに投下した造成費の額の合計額 2,700,000円
- ホ 課税時期までに投下した造成費の額を
課税時期の価額に引き直した金額の合計額 2,900,000円

〔第二問〕 3 (7)

チ N社の平成30年12月31日現在の資産及び負債の額は、次のとおりである。

- (イ) 資産の金額(帳簿価額によって計算した金額) 584,600,000円
- (ロ) 資産の金額(相統税評価額によって計算した金額) 812,054,000円
- (ハ) 負債の金額(帳簿価額によって計算した金額) 340,800,000円
- (ニ) 負債の金額(相統税評価額によって計算した金額) 340,800,000円

注1 N社は相統開始時において、仮決算を行っていないため、相統開始時における資産及び負債の金額は明確ではないが、相統開始時の直前に終了した事業年度末日から相統開始時までの間に資産及び負債について著しい増減がなく、評価額の計算に影響しない。

2 宅地Jに係る借地権の額は、前記「資産の金額」には含まれていない。

3 後記7に記載の配偶者乙に対して支払われた退職功労金及び弔慰金については、前記「負債の金額」には含まれていない。

〔第二問〕 3 (7)

リ N社の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等のAからDの金額は、次のとおりである。

- (イ) A類似業種の株価
- | | |
|-----------------|------|
| 平成30年平均 | 358円 |
| 平成31年4月以前2年間の平均 | 349円 |
| 平成31年4月 | 342円 |
| 平成31年3月 | 348円 |
| 平成31年2月 | 344円 |
- (ロ) B類似業種の1株当たりの配当金額 3.7円
- (ハ) C類似業種の1株当たりの利益金額 80円
- (ニ) D類似業種の1株当たりの純資産価額 191円

ヌ N社の比率要素の金額の計算の基となる金額は、次のとおりである。

- (イ) 直前期の年配当金額 2,100,000円
- (ロ) 直前々期の年配当金額 3,200,000円
- (ハ) 直前期末以前1年間の利益金額 88,700,000円
- (ニ) 直前々期末以前1年間の利益金額 80,750,000円
- (ホ) 平成30年12月31日現在の純資産価額 435,000,000円
- (ヘ) 平成29年12月31日現在の純資産価額 378,000,000円

注1 非経常的な配当金額はない。

2 各事業年度における利益金額は、差引利益金額である。

〔第二問〕 3

(8) O社の利付社債(O社社債)は、孫Gへ遺贈する。

この社債は、東京証券取引所に上場されており、O社社債を評価するのに必要な条件は、次のとおりである。

- イ 券面額 10,000,000円
- ロ 利率 年2.5%
- ハ 課税時期までの既経過日数 292日
- ニ 課税時期の最終価格(券面額100円当たりの金額) 100.20円

●実力完成答練 第4回 3

(5) 土地O(250㎡)は、養子Dが取得する。

この土地Oは、相統開始時において造成中であり、評価に必要な資料は次のとおりである。

- ① 造成工事着手直前の地目 市街地農地
- ② 造成工事着手直前の固定資産税評価額及び倍率
15,000,000円 1.5倍
- ③ 課税時期における①の地目による固定資産税評価額及び倍率
18,000,000円 1.5倍
- ④ 課税時期までに造成費として投下した費用の額 20,000,000円
- ⑤ ④の投下した費用を課税時期の価額に換算した金額
22,000,000円
- ⑥ 造成完成時における予想時価 90,000,000円

●実力完成答練 第1回 3 (5)

⑦ M社の平成31年3月31日現在の貸借対照表上の資産及び負債の額は次のとおりである。

(単位：円)

区 分	資産の部	負債の部
帳簿価額	355,000,000	65,000,000
相統税評価額	485,000,000	65,000,000

注1 M社は相統開始時に仮決算を行っていないため、相統開始時における資産及び負債の額は明確ではないが、相統開始の直前に終了した事業年度末から相統開始時までの間に資産及び負債について著しい増減がなく評価額の計算に影響がない。

2 上記の負債の部の金額には、被相続人甲の死亡により、M社から配偶者乙に対して支給された後記7の退職手当金及び弔慰金は含まれていない。

●全国公開模試 3 (9)

リ N社の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等のAからDの金額は以下のとおりである。

- (イ) 類似業種の株価
- | | |
|----------------|------|
| 平成30年平均 | 272円 |
| 令和元年5月以前2年間の平均 | 258円 |
| 令和元年5月 | 314円 |
| 平成31年4月 | 312円 |
| 平成31年3月 | 318円 |
- (ロ) 類似業種の1株当たりの配当金額 3.3円
- (ハ) 類似業種の1株当たりの利益金額 15円
- (ニ) 類似業種の1株当たりの純資産価額 143円

ヌ N社の比率要素の金額の計算の基となる金額は次のとおりである。

- (イ) 直前期の年配当金額 2,500,000円
- (ロ) 直前々期の年配当金額 3,500,000円
- (ハ) 直前期末以前1年間の利益金額 13,000,000円
- (ニ) 直前々期末以前1年間の利益金額 15,000,000円
- (ホ) 直前期末の利益積立金額 50,000,000円
- (ヘ) 直前々期末の利益積立金額 40,500,000円

●補助問題 第3回 3 (2)

③ 利付社債券面額 20,000,000円

この利付社債の評価に必要な資料は、次のとおりである。

- イ 発行価額 券面額100円当たり98円
- ロ 利 率 年1.50%
- ハ 既経過日数 73日

ズバンの中!

〔第二問〕 3 (9) 株式投資信託の受益証券（P 受益証券）5,000,000口は、子Cへ遺贈する。 この株式投資信託は、年1回決算が行われるものであり、金融商品取引所には上場されていない。その他その価格等の状況は、次のとおりである。 <table><tr><td>イ</td><td>課税時期における10,000口当たりの基準金額</td><td>15,800円</td></tr><tr><td>ロ</td><td>課税時期において解約した場合に源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額</td><td>197,600円</td></tr><tr><td>ハ</td><td>課税時期における10,000口当たりの解約手数料（消費税を含む）</td><td>95円</td></tr><tr><td>ニ</td><td>課税時期における10,000口当たりの信託財産留保額</td><td></td></tr></table> 解約時における10,000口当たりの基準価額に対する0.8%	イ	課税時期における10,000口当たりの基準金額	15,800円	ロ	課税時期において解約した場合に源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額	197,600円	ハ	課税時期における10,000口当たりの解約手数料（消費税を含む）	95円	ニ	課税時期における10,000口当たりの信託財産留保額		●補助問題 第4回 3 (7) P証券投資信託証券1,000口は、母丁に遺贈された。 この受益証券の決算日は、年2回（3月31日及び9月30日）であり、その内容は次のとおりである。 課税時期前後の基準価額（1口当たり） <table><tr><td>5月11日</td><td>12,750円</td><td>5月12日</td><td>なし</td></tr><tr><td>5月13日</td><td>なし</td><td>5月14日</td><td>12,600円</td></tr></table> 解約手数料（消費税額を含む） 200,880円 課税時期において解約した場合に源泉徴収されるべき所得税額 165,000円	5月11日	12,750円	5月12日	なし	5月13日	なし	5月14日	12,600円																																														
イ	課税時期における10,000口当たりの基準金額	15,800円																																																																	
ロ	課税時期において解約した場合に源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額	197,600円																																																																	
ハ	課税時期における10,000口当たりの解約手数料（消費税を含む）	95円																																																																	
ニ	課税時期における10,000口当たりの信託財産留保額																																																																		
5月11日	12,750円	5月12日	なし																																																																
5月13日	なし	5月14日	12,600円																																																																
〔第二問〕 3 (10) Qゴルフ会員権1口は、養子Dへ遺贈する。 このゴルフ会員権は、株主であり、かつ、預託金を預託しなければ会員となれないものである。会員権について取引相場がなく、課税時期におけるこのゴルフ会員権に係る株式の価額は5,000,000円である。 なお、預託金3,000,000円は、このゴルフクラブの規約によれば、課税時期から6年6月経過後に全額返還を受けることができることになっている。	●補助問題 第3回 3 (2) ④ ゴルフ会員権 このゴルフ会員権は、株主であり、かつ、預託金1,500,000円を預託しなければ会員となれないもので、取引相場はない。なお、このゴルフクラブの課税時期における株式の価額は3,200,000円であり、預託金1,500,000円は課税時期において全額返還を受けることができる。																																																																		
〔第二問〕 3 (11) R銀行に預けられている定期預金（26,000,000円）は、孫Fへ遺贈する。 この定期預金の内容は、次のとおりである。 <table><tr><td>イ</td><td>約定期間</td><td>3年</td></tr><tr><td>ロ</td><td>利率満期の約定利率</td><td>0.15%、相続開始日における解約利率 0.10%</td></tr><tr><td>ハ</td><td>既経過日数</td><td>146日</td></tr></table>	イ	約定期間	3年	ロ	利率満期の約定利率	0.15%、相続開始日における解約利率 0.10%	ハ	既経過日数	146日	●実力完成答練 第4回 3 (9) 定期預金は、孫Gに遺贈された。 この定期預金の評価に必要な資料は次のとおりである。 <table><tr><td>①</td><td>預入額</td><td>6,000,000円</td></tr><tr><td>②</td><td>既経過日数</td><td>292日</td></tr><tr><td>③</td><td>満期日の約定利率</td><td>年0.250%</td></tr><tr><td>④</td><td>中途解約利率</td><td>年0.050%</td></tr><tr><td>⑤</td><td>源泉徴収税率</td><td>20.315%</td></tr></table>	①	預入額	6,000,000円	②	既経過日数	292日	③	満期日の約定利率	年0.250%	④	中途解約利率	年0.050%	⑤	源泉徴収税率	20.315%																																										
イ	約定期間	3年																																																																	
ロ	利率満期の約定利率	0.15%、相続開始日における解約利率 0.10%																																																																	
ハ	既経過日数	146日																																																																	
①	預入額	6,000,000円																																																																	
②	既経過日数	292日																																																																	
③	満期日の約定利率	年0.250%																																																																	
④	中途解約利率	年0.050%																																																																	
⑤	源泉徴収税率	20.315%																																																																	
〔第二問〕 4 被相続人甲に係る債務は次のとおりであり、すべて子Aが負担した。 <table><tr><td>(1)</td><td>被相続人甲の平成31年分所得税及び復興特別所得税の確定申告に係る所得税及び復興特別所得税</td><td>800,000円</td></tr><tr><td>(2)</td><td>平成31年度住民税</td><td>620,000円</td></tr><tr><td>(3)</td><td>平成31年度固定資産税及び都市計画税</td><td>1,300,000円</td></tr></table> 〔注〕 平成31年度とは、賦課期日が平成31年1月1日である年度をいう。	(1)	被相続人甲の平成31年分所得税及び復興特別所得税の確定申告に係る所得税及び復興特別所得税	800,000円	(2)	平成31年度住民税	620,000円	(3)	平成31年度固定資産税及び都市計画税	1,300,000円	●実力完成答練 第3回 4 被相続人甲に係る債務は次のとおりであり、すべて配偶者乙が負担した。 <table><tr><td>(1)</td><td>銀行借入金</td><td>28,600,000円</td></tr><tr><td>(2)</td><td>平成31年分所得税（平成31年6月5日に配偶者乙は、甲の平成31年分の所得について申告している。）</td><td>1,250,000円</td></tr><tr><td>(3)</td><td>平成31年度固定資産税及び都市計画税</td><td>1,220,000円</td></tr></table>	(1)	銀行借入金	28,600,000円	(2)	平成31年分所得税（平成31年6月5日に配偶者乙は、甲の平成31年分の所得について申告している。）	1,250,000円	(3)	平成31年度固定資産税及び都市計画税	1,220,000円																																																
(1)	被相続人甲の平成31年分所得税及び復興特別所得税の確定申告に係る所得税及び復興特別所得税	800,000円																																																																	
(2)	平成31年度住民税	620,000円																																																																	
(3)	平成31年度固定資産税及び都市計画税	1,300,000円																																																																	
(1)	銀行借入金	28,600,000円																																																																	
(2)	平成31年分所得税（平成31年6月5日に配偶者乙は、甲の平成31年分の所得について申告している。）	1,250,000円																																																																	
(3)	平成31年度固定資産税及び都市計画税	1,220,000円																																																																	
〔第二問〕 5 被相続人甲の通夜及び葬式等に要した費用は次のとおりであり、すべて配偶者乙が負担した。 <table><tr><td>(1)</td><td>通夜及び葬式の費用</td><td>5,000,000円</td></tr><tr><td>(2)</td><td>香典返しの費用</td><td>1,500,000円</td></tr><tr><td>(3)</td><td>初七日法要の費用</td><td>300,000円</td></tr><tr><td>(4)</td><td>相続登記に要した登録免許税</td><td>650,000円</td></tr><tr><td>(5)</td><td>納骨費用</td><td>500,000円</td></tr></table>	(1)	通夜及び葬式の費用	5,000,000円	(2)	香典返しの費用	1,500,000円	(3)	初七日法要の費用	300,000円	(4)	相続登記に要した登録免許税	650,000円	(5)	納骨費用	500,000円	●実力完成答練 第6回 6 被相続人甲の葬儀に要した諸費用は次のとおりであり、すべて配偶者乙が負担した。 <table><tr><td>イ</td><td>通夜・葬式の費用</td><td>4,000,000円</td></tr><tr><td>ロ</td><td>香典返しの費用</td><td>2,200,000円</td></tr><tr><td>ハ</td><td>初七日の法事の費用</td><td>900,000円</td></tr></table>	イ	通夜・葬式の費用	4,000,000円	ロ	香典返しの費用	2,200,000円	ハ	初七日の法事の費用	900,000円																																										
(1)	通夜及び葬式の費用	5,000,000円																																																																	
(2)	香典返しの費用	1,500,000円																																																																	
(3)	初七日法要の費用	300,000円																																																																	
(4)	相続登記に要した登録免許税	650,000円																																																																	
(5)	納骨費用	500,000円																																																																	
イ	通夜・葬式の費用	4,000,000円																																																																	
ロ	香典返しの費用	2,200,000円																																																																	
ハ	初七日の法事の費用	900,000円																																																																	
〔第二問〕 6 被相続人甲に関する生命保険契約は、次のとおりである。生命保険契約は、いずれも日本国内に本店のある生命保険会社との契約である。 なお、保険契約者及び被保険者並びに保険金受取人は次のとおりであり、契約当初から変更された事実はない。 (1) S生命保険 <table><tr><td>イ</td><td>保険契約者</td><td>被相続人甲</td></tr><tr><td>ロ</td><td>被保険者</td><td>被相続人甲</td></tr><tr><td>ハ</td><td>保険料負担者</td><td>被相続人甲</td></tr><tr><td>ニ</td><td>保険金受取人</td><td>配偶者乙</td></tr><tr><td>ホ</td><td>保険金額</td><td>30,000,000円</td></tr><tr><td>ヘ</td><td>払込保険料</td><td>25,000,000円</td></tr></table> (2) T生命保険 <table><tr><td>イ</td><td>保険契約者</td><td>配偶者乙</td></tr><tr><td>ロ</td><td>被保険者</td><td>被相続人甲</td></tr><tr><td>ハ</td><td>保険料負担者</td><td>被相続人甲50%、配偶者乙50%</td></tr><tr><td>ニ</td><td>保険金受取人</td><td>養子D</td></tr><tr><td>ホ</td><td>保険金額</td><td>年1,400,000円</td></tr><tr><td>ヘ</td><td>払込保険料</td><td>12,000,000円</td></tr></table>	イ	保険契約者	被相続人甲	ロ	被保険者	被相続人甲	ハ	保険料負担者	被相続人甲	ニ	保険金受取人	配偶者乙	ホ	保険金額	30,000,000円	ヘ	払込保険料	25,000,000円	イ	保険契約者	配偶者乙	ロ	被保険者	被相続人甲	ハ	保険料負担者	被相続人甲50%、配偶者乙50%	ニ	保険金受取人	養子D	ホ	保険金額	年1,400,000円	ヘ	払込保険料	12,000,000円	●全国公開模試 6 被相続人甲に関する生命保険契約は、次のとおりである。生命保険契約は、いずれも日本国内に本店のある生命保険会社との契約である。 なお、保険契約者及び被保険者並びに保険金受取人は次のとおりであり、契約当初から変更された事実はない。 (1) T生命保険 <table><tr><td>イ</td><td>保険契約者</td><td>配偶者乙</td></tr><tr><td>ロ</td><td>被保険者</td><td>被相続人甲</td></tr><tr><td>ハ</td><td>保険料負担者</td><td>被相続人甲</td></tr><tr><td>ニ</td><td>保険金受取人</td><td>Bの子E</td></tr><tr><td>ホ</td><td>保険金額</td><td>50,000,000円</td></tr></table> (2) U生命保険 <table><tr><td>イ</td><td>保険契約者</td><td>被相続人甲</td></tr><tr><td>ロ</td><td>被保険者</td><td>被相続人甲</td></tr><tr><td>ハ</td><td>保険料負担者</td><td>被相続人甲60%、配偶者乙40%</td></tr><tr><td>ニ</td><td>保険金受取人</td><td>配偶者乙</td></tr><tr><td>ホ</td><td>保険金額</td><td>50,000,000円</td></tr></table>	イ	保険契約者	配偶者乙	ロ	被保険者	被相続人甲	ハ	保険料負担者	被相続人甲	ニ	保険金受取人	Bの子E	ホ	保険金額	50,000,000円	イ	保険契約者	被相続人甲	ロ	被保険者	被相続人甲	ハ	保険料負担者	被相続人甲60%、配偶者乙40%	ニ	保険金受取人	配偶者乙	ホ	保険金額	50,000,000円
イ	保険契約者	被相続人甲																																																																	
ロ	被保険者	被相続人甲																																																																	
ハ	保険料負担者	被相続人甲																																																																	
ニ	保険金受取人	配偶者乙																																																																	
ホ	保険金額	30,000,000円																																																																	
ヘ	払込保険料	25,000,000円																																																																	
イ	保険契約者	配偶者乙																																																																	
ロ	被保険者	被相続人甲																																																																	
ハ	保険料負担者	被相続人甲50%、配偶者乙50%																																																																	
ニ	保険金受取人	養子D																																																																	
ホ	保険金額	年1,400,000円																																																																	
ヘ	払込保険料	12,000,000円																																																																	
イ	保険契約者	配偶者乙																																																																	
ロ	被保険者	被相続人甲																																																																	
ハ	保険料負担者	被相続人甲																																																																	
ニ	保険金受取人	Bの子E																																																																	
ホ	保険金額	50,000,000円																																																																	
イ	保険契約者	被相続人甲																																																																	
ロ	被保険者	被相続人甲																																																																	
ハ	保険料負担者	被相続人甲60%、配偶者乙40%																																																																	
ニ	保険金受取人	配偶者乙																																																																	
ホ	保険金額	50,000,000円																																																																	

ズバリ的中!

〔第二問〕

7 被相続人甲の死亡後、N社より、配偶者乙に対して以下の支払いがある。

なお、被相続人甲の月額報酬は、1,000,000円であり、被相続人甲の死亡は、業務上によるものではない。

- (1) 退職功労金 20,000,000円
(2) 弔慰金 12,000,000円

〔第二問〕

8 被相続人甲の相続人等は、相続開始前に被相続人甲から前記3の(2)のほか次のとおり贈与を受けており、平成30年分までの贈与税の申告及び納税が必要なものについては、適法に済ませている。

(2) 養子Eは、平成29年9月12日に被相続人甲から養子Eの住宅用家屋の新築のために現金15,000,000円の贈与を受けた。養子Eは、租税特別措置法第70条の2に定める「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用を受けている。

なお、この現金により取得した家屋は、同法第2項第6号イに定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋等として同法施行令第40条の4の2第7項に定めるものの以外の住宅用家屋に該当する。

●直前予想答練 第1回 7

(2) 被相続人甲の死亡後、N社より配偶者乙に対して次の支払いがある。

なお、被相続人甲の令和元年6月分の役員報酬は、700,000円であるが、これは甲が生前に受領済みである。また、被相続人甲の死亡は、業務上によるものではない。

- イ 退職功労金 10,000,000円
ロ 弔慰金 10,000,000円

●実力完成答練 第4回 6

(2) 被相続人甲の相続人等は、相続開始前に被相続人甲から次のとおり贈与を受けており、平成30年分までの贈与税の申告及び納税が必要なものについては、適法に済ませている。

贈与年月日	受贈者	受贈財産	贈与時の時価	備考
平成28年8月21日	養子C	上場株式	2,000,000円	
平成29年5月15日	子B	現金	5,973,000円	
平成29年10月10日	養子C	現金	35,000,000円	(注)
平成30年6月7日	孫G	普通預金	5,000,000円	

(注) 養子Cは、平成29年分の贈与税の申告に際し、相続時精算課税選択届出書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、租税特別措置法第70条の2「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の規定の適用を受けている。養子Cはこの現金の全額をもってエネルギーの使用の合理化に資するものの以外の家屋の取得をしている(契約締結日は平成29年3月5日)。

ズバリ的中!